

# 公共建築物点検業務委託特記仕様書

## 1 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度公共建築物点検業務（その3）
- (2) 履行場所 三原市宮沖三丁目，宮浦五丁目，西宮二丁目，宗郷一丁目，円一町二丁目，宗郷三丁目
- (3) 履行期限 令和4年10月31日

### (4) 業務仕様

ア 公共建築物点検業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は，公共建築物点検業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）による。

イ 本特記仕様書及び共通仕様書に定めがない事項は，施設管理担当者，調査職員等と協議する。

エ 本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。また，その職を退いた後も同様とする。

オ 業務を実施するにあたっての参考図書は次の仕様書等の最新版とする。

- ・「建築保全業務共通仕様書」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・「建築物点検マニュアル同解説」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・「特殊建築物等定期点検業務基準（公共建築物用）」国土交通省住宅局建築指導課監修

### (5) 業務内容

ア 業務対象建物概要（別紙点検箇所一覧表による）

イ 委託業務内容

平成20年3月10日付け国土交通省告示第282号に記載の全ての項目及び告示第285号に記載の該当項目とする。ただし，昇降機及び自家用発電装置は対象外とする。また，防火設備の点検については平成28年5月2日国土交通省告示第723号に記載の全ての項目とする。

#### ① 点検計画書の作成

受託者は，この契約の締結後業務についての点検計画書及び点検経路図を作成し，計画について施設管理担当者の承諾を受け調査職員または監督員（以下「調査職員等」という。）に報告した後点検業務を実施する。

② 点検の実施

公共建築物点検業務委託実施要領（以下、「点検要領」という。）に基づき点検経路に沿って点検を実施し、点検票及び点検結果図（点検経路図等を用いて作成）に点検結果を記入、写真撮影等を行う。

③ 点検結果の判定及び報告

点検の結果を点検票に項目ごとにまとめ、報告書を作成の上、必要な措置に、ついて報告を行う。報告書には、建築物の点検内容等がわかるように点検票、点検結果図、写真票等を添付する。

④ 点検に用いる資機材

点検に必要な資機材等は受注者の負担とする。なお、高所等の点検に必要な仮設材は下記のとおりとし、事前に作業計画書等を作成し、施設管理担当者と協議を行い承諾を得ること。

外壁の全面的なテストハンマーによる打診用の仮設足場は原則高所作業車を用いるものとする。

高所作業車に扱いがたい場合は調査職員等と協議すること。

⑤ テストハンマーによる打診調査に替わる資機材

現地の状況により、外壁の調査が打診調査に扱いがたい場合は下記の機材を使用して調査することができる。

- ・超音波調査による外壁診断機材
- ・赤外線表面温度調査による外壁診断機材

ただし、これらの機材を使用する場合において、点検結果がテストハンマーによる打診点検と同様の精度を発揮すること。

## 2 一般事項

(1) 業務関係図書

次の書類を作成し定められた期日又は業務の実施前までに調査職員等の承諾を得ること。  
業務計画書、 点検計画書及び点検経路図

(2) 業務責任者

業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって提出する。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

業務責任者は業務を指揮監督するものとし、関係法令基準等に適合するよう適正な人員配置を行うとともに関係者との連絡調整等を行い、円滑に業務を実施できる者とする。

氏名・年齢・経歴書・受注者との雇用関係を証明する書類

(3) 業務担当者

ア 本業務の実施に先立ち、業務の担当者に関する次の事項について、書面をもって施設管理担当者に通知する。なお、担当者に変更があった場合も同様とする。

各業務担当者は、業務責任者の指示に従って業務を行う能力を有する者とする。

氏名・年齢・経歴書・業務に関する資格者証（写）

イ 業務担当者は、一級建築士若しくは二級建築士の資格を有する者とする。

(4) 業務条件

点検業務の実施時間帯及び実施日は施設管理担当者と協議する。（日曜日、祝日は原則作業を行わない）

業務時間の変更及び休日等の出勤、並びに関連する業務の実施等で必要な増員に関する費用等の負担は本契約に含む。

(5) 業務の報告

業務受注者は、作業終了後指定する期日までに報告書として次の書類を提出する。（三原市ホームページ「特定建築物等の定期報告制度について」（建築指導課）における定期報告様式を準用すること。また、緊急性のあるものは適宜報告する。）調査結果表及び調査結果図においては、実施要領標準様式1，2を利用すること。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| ・ 調査結果表，検査結果表     | 2部 |
| ・ 調査結果図（平面図・立面図等） | 2部 |
| ・ 写真票             | 2部 |
| ・ 補修，改善方法に関する資料   | 2部 |
| ・ 検査報告書，検査報告概要書   | 2部 |
| ・ 全ての報告書のデータ（DVD） | 1組 |

定期報告様式 <http://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/34/sidou7.html>

3 その他（小・中学校及び幼稚園の劣化状況調査）

建築基準法第12条点検と共に、屋根・屋上、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備の劣化状況について、別添の「調査3 躯体以外の劣化状況の把握」に基づき調査を実施し、劣化状況調査票で[A]～[D]の評価を行い、提出する。

また、劣化状況調査票の「3 内部仕上 □非構造部材の耐震対策」の項目は、非構造部材の耐震点検・耐震対策チェックリストで行い、提出するものとする。